

令和 8 年 1 月 30 日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

住民票の写しにかかる 記載内容の不具合について

本市が交付する住民票の写しにおいて、下記のとおり不具合が生じていることが判明しました。

今後、同じことを繰り返さないよう再発防止に努めてまいります。

記

1 概要

本市が使用している日本電子計算株式会社の住民記録システムを、国が求めるシステム標準化に対応した同社提供のシステムへ更新し、本年 1 月 5 日から稼働しようとした際、前日に行ったテストにおいて、住民票の写しの記載内容の不具合等が発覚したものです。

2 不具合等の内容

(1) 転入前住所欄（別紙 1 を参照）

前システム移行前の平成 30 年 7 月 25 日以前に転入した方の一部について、転入前住所を記載すべきところ【空欄】となり、その【空欄】に記載すべき転入前住所が、異動前住所欄に記載されます。

(2) 異動前住所欄（別紙 1 を参照）

直近の転居前住所及び転居年月日を記載すべきところ、転居以外の原因（合併等による行政区画変更など）による住所や年月日が記載されます。なお、対象者は、合併前に旧宝飯郡 4 町に住所があり、合併後に転居したことがない方、又は、行政区画変更等によって住所が変更になり、その後に転居したことがない方となります。

(3) コンビニ交付

現在、システム標準化への対応のため、兼ねてより、本年 1 月 19 日までコンビニ交付を停止していましたが、1 月 20 日以降に再開した場合、上記の転入前及び異動前住所欄の記載内容の不具合により、誤った記載内容で住民票の写しが発行されることになります。

3 原因

従前のシステムで「前住所」として保有していた住所情報を、国のシステム標準仕様書のとおり、「転入前住所」と「異動前住所」へ正しく振り分けるべきところ、そのためのデータ見直しの必要性を、同社及び本市が気づくことなくシステム更新を行ったため、不具合が発生したものです。また、本不具合への認知が遅れたのは、稼働前のテストが不十分であったことによるものです。

4 不具合等への対応

本年1月8日に、市民課及び各支所等の証明書発行窓口に、本不具合に係るお知らせを掲示し、お申し出により加筆修正を行う旨をご案内しました。

(1) 転入前住所欄

誤って【空欄】と記載された場合、お申し出により加筆修正を行うとともに、2月10日から正しく記載されるよう、現在、システムの見直しを行っています。

(2) 異動前住所欄

国の標準仕様書では、記載を省略することが可能とされているため、システムを修正し、1月15日以降、記載しない運用としました。また、異動前住所の記載が必要な方には、異動履歴が記載される個人票の住民票の写しを交付しています。

(3) コンビニ交付（別紙2を参照）

正しい記載内容で発行できるよう、2月26日までの予定で、停止期間を延長します。ただし、2月27日の再開予定日までの間に各種証明書がご入用の方は、ご不便とご迷惑をおかけし大変申し訳ありませんが、別紙2のとおり、ご請求いただきますようお願いします。

5 再発防止

今後、システム更新の際には、事前の動作テストを確実に行うとともに、記載事項に誤りがないか等、確認作業を徹底してまいります。

【お問合せ先】

豊川市役所 市民部 市民課 中野・白井

TEL:0533-89-2136 Eメール:shimin@city.toyokawa.lg.jp

事案の詳細について

(1) 転入前住所欄

平成30年7月25日以前に他市（この例では新城市）から豊川市へ転入した一部の方

住民票

| | | | | | |
|-----------------------------------|-------------------|----|---|-----------|-----------|
| 住所 | 愛知県豊川市○○町○○8番地の90 | | | 個人番号 | 【省略】 |
| 世帯主 | 【省略】 | | | 住民票コード | 【省略】 |
| 氏名 | ○○ ○○ | | | 住民となった年月日 | 平成12年3月4日 |
| 旧氏の振り仮名 | 【空欄】 | | | 住所を定めた年月日 | 平成12年3月4日 |
| 旧氏 | 【空欄】 | | | 届出日 | 平成12年3月4日 |
| 生年月日 | 昭和56年7月8日 | 性別 | 男 | 統柄 | 【省略】 |
| 本籍 | 【省略】 | | | 筆頭者 | 【省略】 |
| 転入前住所 | 【空欄】 | | | | |
| *** | | | | *** | |
| *** | | | | *** | |
| 異動前住所:愛知県新城市○○56番地の7(平成12年3月4日転居) | | | | | |

【不具合(1)の例】転入による住所異動の異動前の住所（この例では新城市）は「転入前住所」欄へ記載するべきところ、当該情報が「異動前住所」欄に記載され、「転入前住所」欄は空欄となっている。また、括弧書き内の日付には転入日（住民となった日）が記載されているが、末尾は転居となっている。

(2) 異動前住所欄

合併前の旧宝飯郡4町に住所があり、合併後に転居したことがない方、又は、行政区画変更等によって住所が変更になり、その後に転居したことのない方（この例では旧小坂井町で出生後に転居したことがない方）

住民票

| | | | | | |
|--|-------------------|----|---|-----------|-----------|
| 住所 | 愛知県豊川市伊奈町○○123番地4 | | | 個人番号 | 【省略】 |
| 世帯主 | 【省略】 | | | 住民票コード | 【省略】 |
| 氏名 | ○○ ○○ | | | 住民となった年月日 | 昭和56年7月8日 |
| 旧氏の振り仮名 | 【空欄】 | | | 住所を定めた年月日 | 昭和56年7月8日 |
| 旧氏 | 【空欄】 | | | 届出日 | 昭和56年7月8日 |
| 生年月日 | 昭和56年7月8日 | 性別 | 男 | 統柄 | 【省略】 |
| 本籍 | 【省略】 | | | 筆頭者 | 【省略】 |
| 転入前住所 | 【空欄】 | | | | |
| *** | | | | *** | |
| *** | | | | *** | |
| 異動前住所:愛知県宝飯郡小坂井町大字伊奈字○○123番地4(昭和56年7月8日転居) | | | | | |

【不具合(2)の例】異動前住所欄は、転居（直近のものに限る。）による住所異動の異動前の住所と当該異動日を記載するべきところ、転居以外による住所異動の異動前の住所（この例では合併する前の住所）が記載されている。また、括弧書き内の日付には当該転居年月日を記載するべきところ、本人の生年月日が記載されている。

コンビニエンスストア証明書発行サービス停止中における各種証明書の請求方法について

次の3つの方法がございます。ご不便をおかけいたしますが、いずれかの方法によりご請求くださいますようお願ひいたします。

1 本市窓口へお越しいただく方法

【対象となる方】

- ・豊川市にお住まいの方
- ・印鑑登録証明書が必要な方

【必要な持ち物】

マイナンバーカード等の本人確認書類、印鑑登録証明書の場合は印鑑登録証

【窓口の営業時間帯】

- ・本庁舎1階市民課、各支所（一宮、御津、音羽、小坂井）

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

- ・プリオ窓口センター

午前10時から午後7時まで（プリオビル休業日を除く）

2 本市以外のお近くの市町村窓口でご請求いただく方法

【対象となる者】

遠方にお住まいの方など、本市窓口へお越しいただくことが困難な方

【発行できる証明書の種類等】

本市の住民票や本市に本籍地のある戸籍謄本をご請求いただけます。ただし、本籍地入りの住民票、戸籍抄本、戸籍の附票、印鑑登録証明書は交付できません。

【必要な持ち物】

マイナンバーカード等の公的機関が発行する顔写真付きの本人確認書類

3 郵送でご請求いただく方法

【対象となる方】

- ・ いずれの窓口にもお越しいただくことが難しい方
- ・ 遠方の方のうち、2の方法では発行されない証明書（印鑑登録証明書を除く）が必要な方

【請求方法等】

郵送請求用の申請書に必要事項を記入のうえ、以下の必要書類等を同封し、本市市民課宛まで郵送していただくようお願いいたします。請求できる証明書の種類、申請書様式、請求方法等の詳細については、本市ホームページをご覧ください。

【必要書類等】

- ・マイナンバーカード等の本人確認書類の写し
- ・各種証明書の発行手数料と同額の定額小為替証書（郵便局でご購入いただけます。）
- ・返信用封筒（申請者様の住所及び氏名をご記入のうえ、110円切手を貼ってください）

【郵送宛先】

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地 豊川市役所市民課あて

【郵送請求にかかる本市ホームページURL】

https://www.city.toyokawa.lg.jp/soshiki/shimin/s_shimin/2/2/6/2514.html